

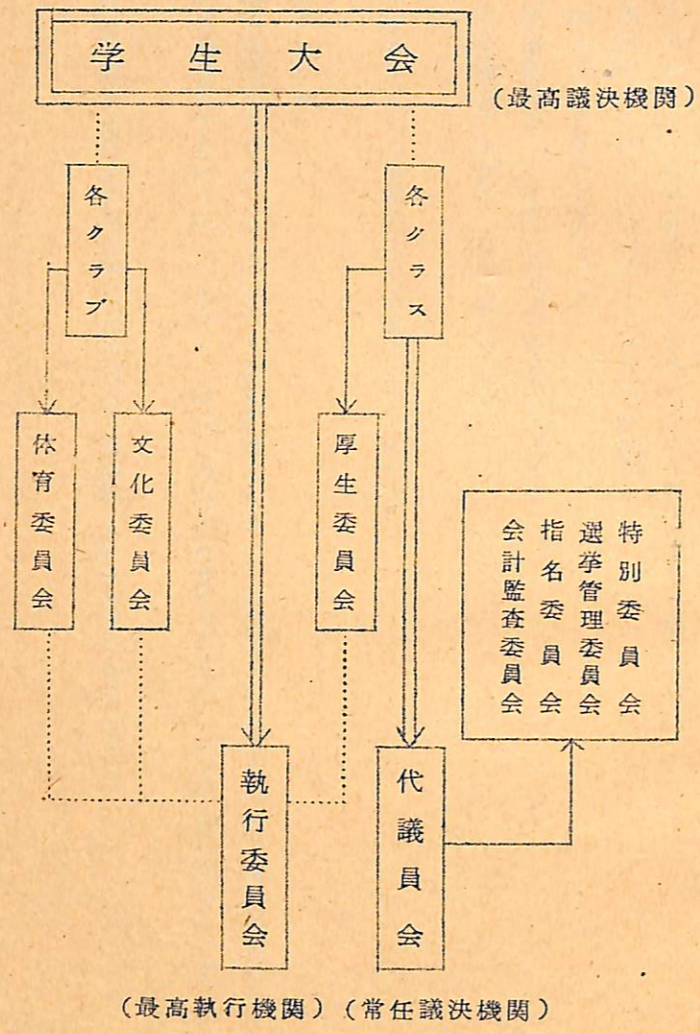
昭和三十一年五月二十三日改正

熊本女子大学学生自治会規約



熊本女子大学学生自治会

熊本女子大学学生自治会機構



才一章 総 則

(名称)

才一条 本会は熊本女子大学学生自治会と称し、事務所を熊本女子大学内におく。

(目的)

才二条 本会は学生の自治によつて運営し、自治の精神を涵養すると共に、相互の協力によつて学生自治の向上と學術の履習及び研究に資し、併せて高度の教養を培い、学生相互の為にその幸福と便益とをもたらす事を以て目的とする。

(会員)

才三条 本会は熊本女子大学学生全員をもつて組織する。

(権利、義務)

才四条 本会会員は次の権利、義務を有する。

一、 本会の運営機関に対する発言権及び報告を受ける権利。

二、 所定の役員の選挙権及び被選挙権。

三、 本会会費の納入の義務及び決算報告を受ける権利。

四、 本会規約の遵守及び決議事項、其の他本会秩序の維持を計る為の義務。

(事業)

才五条 本会は本会規約才二条を達する為に各種の行事を行う。

才二章 機 関

(種類)

才六条 本会には次の機関を置く。

一、 学生大会

二、 代議員会

三、 執行委員会

四、 学級会

五、 厚生委員会

六、 文化委員会

七、 体育委員会

八、 特別委員会

才一節 学 生 大 会

(性格)

才七条 学生大会は本会の最高議決機関である。

(構成)

才八条 学生大会は本学学生をもつて構成する。

(招集)

才九条 学生大会はこれを分けて定期大会と臨時大会とする。

一、定期大会は毎年六月と七月に開催し、委員長がこれを招集する。

1 六月の定期大会に於て委員長は本会運営方針を発表するものとする。

2 七月の定期大会に於て、会計部長は決算及び予算の報告をするものとする。

二、臨時大会は次の場合、委員長がこれを招集する。

1 会員総数の五分の一以上から招集の要求があつた場合。

2 代議員会から招集の要求があつた場合。

3 委員長が必要と認められた場合。

(告示)

才十条 委員長は学生大会招集の三日前迄に議題その他必要事項を全会員に告示しなければならない。但し緊急の場合はこの限りではない。

(議長団)

才十一条 議長団は議長一名、副議長一名、書記二名より構成される。

(選出)

才十二条 議長は学生大会に於て選出され、副議長、書記は議長がこれを指名する。

(定足数及び票決)

才十三条 一、学生大会は会員の五分の三の出席をもつて成立する。

二、学生大会の議事は出席会員の過半数の同意をもつて決定する。

(決議事項)

才十四条 次の事項は学生大会の議決及び承認を必要とする。

一、才九条の各項の場合、提出された事項。

二、自治会運営の基本方針。

三、予算及び決算の承認。

四、執行委員会の確認及び信認、不信認に関する事項。

五、本会規約の改廃の事項。

(決議権の放棄)

才十五条 学生大会を招集し、定員数に満たない場合、会員の三分の一以上の出席を得ておれば仮決議を行うことができる。但しこの決議は出席会員の三分の二以上の同意によつてなされたものでなければならぬ。

仮決議事項は大会の後直ちに公示し、三日以内に百名以上の連名による反対の意志表示のない場合は本決議としての効力を発する。

(公開)

才十六条 学生大会は公開を原則とする。但し非公開を決議した場合はその限りではない。傍聴人は議長の許下を得て発言権を得る事は出来るが票決権はない。

才二節 代議員会

(性格)

才十七条 代議員会は本会常置の議決機関である。

(招集)

才九条 学生大会はこれを分けて定期大会と臨時大会とする。

一、定期大会は毎年六月と七月に開催し、委員長がこれを招集する。

1 六月の定期大会に於て委員長は本会運営方針を発表するものとする。

2 七月の定期大会に於て、会計部長は決算及び予算の報告をするものとする。

二、臨時大会は次の場合、委員長がこれを招集する。

1 会員総数の五分の一以上から招集の要求があつた場合。

2 代議員会から招集の要求があつた場合。

3 委員長が必要と認められた場合。

(告示)

才十条 委員長は学生大会招集の三日前迄に議題その他必要事項を全会員に告示しなければならない。但し緊急の場合はこの限りではない。

(議長団)

才十一条 議長団は議長一名、副議長一名、書記二名より構成される。

(選出)

才十二条 議長は学生大会に於て選出され、副議長、書記は議長がこれを指名する。

(定足数及び票決)

才十三条 一、学生大会は会員の五分の三の出席をもつて成立する。

二、学生大会の議事は出席会員の過半数の同意をもつて決定する。

(決議事項)

才十四条 次の事項は学生大会の議決及び承認を必要とする。

一、才九条の各項の場合、提出された事項。

二、自治会運営の基本方針。

三、予算及び決算の承認。

四、執行委員会の確認及び信認、不信認に関する事項。

五、本会規約の改廃の事項。

(決議権の放棄)

才十五条 学生大会を招集し、定員数に満たない場合、会員の三分の一以上の出席を得ておれば仮決議を行うことができる。但しこの決議は出席会員の三分の二以上の同意によつてなされたものでなければならぬ。

仮決議事項は大会の後直ちに公示し、三日以内に百名以上の連名による反対の意志表示のない場合は本決議としての効力を発する。

(公開)

才十六条 学生大会は公開を原則とする。但し非公開を決議した場合はその限りではない。傍聴人は議長の許下を得て発言権を得る事は出来るが票決権はない。

才二節 代議員会

(性格)

才十七条 代議員会は本会常置の議決機関である。

(構成)

才十八条 代議員会は各科各学年より二名ずつ選出した代議員によつて構成される。

(招集)

才十九条 代議員会はこれを分けて定例議会と臨時議会とする。

一、定例議会は毎年六月、九月、十一月、二月、四月に議長がこれを招集する。

二、臨時議会は次の場合議長がこれを招集する。

1 執行委員会から招集の要求があつた場合。

2 代議員の五分の二から招集の要求があつた場合。

3 その他議員が必要と認めた場合。

三、臨時議会は才二項の(1)、(2)については招集の要求があつた日から五日以内に招集しなければならない。

(告示)

才二十条 議長は代議員会招集の三日前迄に議題その他必要事項を代議員に告示しなければならない。但し緊急の場合はこの限りではない。

(議長)

才二十一条 議長、副議長は代議員の互選により決定され任期は一年とする。

(定足数及び票決)

才二十二条 一、代議員会は構成員の四分の三以上の出席をもつて成立する。

二、代議員会の議事は出席議員の過半数の同意により決定する。

(審議事項)

才二十三条 次の事項は代議員会の審議決議を必要とする。

一、本会運営基本方針。

二、事業計画案。

三、予算案の審議、決議。

四、自治会費及び入会金の額並びにその徴集方法の審議。

五、各クラブの結成及び解散に関する審議。

六、規約の審議。

七、四月の定例議会において、指名委員会、選挙管理委員会を結成しなければならない。

八、その他議長が必要と認めた事項。

(決議権の放棄)

才二十四条 代議員会を招集し、定足数に満たない場合は執行委員会においてその議題を審議決議し、執行する。

但し、この場合は次代議員会において報告を必要とする。

(公開)

才二十五条 代議員会は公開を原則とする。但し非公開が決議された場合はその限りではない。傍聴者は議長の許可を得て、発言権を得ることはできるが、票決権はない。

(解散)

才二十六条 代議員会は次の場合解散しなければならない。

一、学生大会において不信任案が可決された場合。

二、議会自ら解散を決議し、学生大会に於て承認された場合。

(構成)

才十八条 代議員会は各科各学年より二名ずつ選出した代議員によつて構成される。

(招集)

才十九条 代議員会はこれを分けて定例議会と臨時議会とする。

一、定例議会は毎年六月、九月、十一月、二月、四月に議長がこれを招集する。

二、臨時議会は次の場合議長がこれを招集する。

1 執行委員会から招集の要求があつた場合。

2 代議員の五分の二から招集の要求があつた場合。

3 その他議員が必要と認めた場合。

三、臨時議会は才二項の(1)、(2)については招集の要求があつた日から五日以内に招集しなければならない。

(告示)

才二十条 議長は代議員会招集の三日前迄に議題その他必要事項を代議員に告示しなければならない。但し緊急の場合はこの限りではない。

(議長)

才二十一条 議長、副議長は代議員の互選により決定され任期は一年とする。

(定足数及び票決)

才二十二条 一、代議員会は構成員の四分の三以上の出席をもつて成立する。

二、代議員会の議事は出席議員の過半数の同意により決定する。

(審議事項)

才二十三条 次の事項は代議員会の審議決議を必要とする。

一、本会運営基本方針。

二、事業計画案。

三、予算案の審議、決議。

四、自治会費及び入会金の額並びにその徴集方法の審議。

五、各クラブの結成及び解散に関する審議。

六、規約の審議。

七、四月の定例議会において、指名委員会、選挙管理委員会を結成しなければならない。

八、その他議長が必要と認めた事項。

(決議権の放棄)

才二十四条 代議員会を招集し、定足数に満たない場合は執行委員会においてその議題を審議決議し、執行する。

但し、この場合は次代議員会において報告を必要とする。

(公開)

才二十五条 代議員会は公開を原則とする。但し非公開が決議された場合はその限りではない。傍聴者は議長の許可を得て、発言権を得ることはできるが、票決権はない。

(解散)

才二十六条 代議員会は次の場合解散しなければならない。

一、学生大会において不信任案が可決された場合。

二、議会自ら解散を決議し、学生大会に於て承認された場合。

三 代議員会の任期満了の場合。

(解散後の議会及び選出)

才二十七条 一、代議員会は解散後、新議会が発足する迄引き続きその任務を負うものとする。

二、代議員会が解散した場合は、解散の日より一週間以内に新代議員の選出を行い、委員長は新代議員決定後五日以内に新代議員会を招集しなければならない。

才三三節 執行委員会

(性格)

才二十八条 執行委員会は本会規約に基き学生大学、代議員会及びそれに準ずる機関の決議に従い、本会の任務を執行する。

(構成)

才二十九条 執行委員会は全学生より選出された次の七名により構成される。

委員長	一名
副委員長	一名
執行委員	五名

(議長)

才三十条 執行委員会の議長は委員長がこれを兼任する。

(定足数及び票決)

才三十一条 一、執行委員会は構成全員の出席をもつて成立する。

二、執行委員会の議事は委員の過半数の同意により決定する。但し可否同数の場合は委員長がこれを決定する。

(公開)

才三十二条 執行委員会は公開を原則とする。傍聴人は議長の許可を得て発言権を得ることはできるが票決権はない。

(解散)

才二十三条 執行委員会は次の場合、解散しなければならない。

- 一、学生大会に於て不信任案が可決された場合。
- 二、代議員会に於て不信任案が可決され、学生大会でこれが承認された場合。
- 三、執行委員会自ら解散を決議し、学生大会でこれが承認された場合。
- 四、執行委員会の任期満了の場合。

(解散後の執行委員会及び選出)

才三十四条 一、執行委員会は解散後新執行委員会が発足するまで引続きその任務を負うものとする。

二、執行委員会が解散した場合には、解散の日から十日以内に新執行委員の選出を行わなければならない。

才四節 学級会

(構成)

才三十五条 学級会は全学級員をもつて構成され、代議員がこれを総括する。

(招集)

才三十六条 学級会は次の場合各代議員がこれを招集する。

- 一、 執行委員会から招集の要求があつた場合。
- 二、 代議員会から招集の要求があつた場合。
- 三、 その他議長が必要と認めた場合。

(議長)

才三十七条 学級会の議長は代議員がこれを兼任し、任期は一年とする。

(定足数及び票決)

才三十八条 一、学級会は構成人員の過半数の出席をもつて成立する。

- 二、学級会の議事は出席人員の過半数の同意により決定する。

(審議事項)

才三十九条 学級会は次の事を審議しなければならない。

- 一、 執行委員会より提出された事項。
 - 二、 代議員会より提出された事項。
 - 三、 その他議長が必要と認めた事項。
- 才四十条 その他必要事項は各学級の自律規定による。

才五節 厚生委員会

(性格)

才四十一条 厚生委員会は本会規約才六十一条の才一項による厚生部長の諮問機関とする。

(構成)

才四十二条 厚生委員会は各級より一名づつ選出された厚生委員により構成され、厚生部長がこれを総括する。

(招集)

才四十三条 厚生委員会は次の場合、厚生部長がこれを招集する。

- 一、 執行委員会から招集の要求があつた場合。
- 二、 代議員会から招集の要求があつた場合。
- 三、 その他厚生部長が必要と認めた場合。

(任務)

才四十四条 厚生委員会は本会の目的を達する為に次の任務を負うものとする。

- 一、 学内施設の改善とその運営管理の協力。
- 二、 学内に於ける福祉事業。
- 三、 その他厚生に関する行事の企画並びに遂行。

才六節 文化委員会

(性格)

才四十五条 文化委員会は本会規約才六十一条の才一項による文化部長の諮問機関とする。

(構成)

才四十六条 一、文化委員会は左記の文化各クラブより一名づつ選出されたクラブ委員により構成され、文化部長がこれを総括する。

文芸、科学研究、演劇、音楽、写真、美術、書道、華道、映画研究、E・S・S、服装研究、社会福祉、新聞、茶道、歴史研究、図書、国語国文研究。

二、本会会員は本会の各クラブのいずれかを希望撰定しこれに加入することができる。但し二つ以上のクラブに加入する事を妨げない。

(招集)

才四十七条 文化委員会は次の場合文化部長がこれを招集する。

一、執行委員会から招集の要求があつた場合。

二、代議員会から招集の要求があつた場合。

三、その他文化部長が必要と認められた場合。

(任務)

才四十八条 文化委員会は次の任務を負うものとする。

一、文化部予算案の審議。

二、文化各クラブとの連絡協議。

三、その他文化に関する行事の企画並びに遂行。

(顧問)

才四十九条 文化各クラブは本学教職員中より顧問若干名を委嘱することができる。又必要に依じて本学外から講師を招聘して研究することができる。但しこれらの場合には委員長の承認を得なければならない。

才五十条 文化各クラブの結成、解散に関しては代議員会の承認を経て委員長がこれを決定する。

才七節 体育委員会

(性格)

才五十二条 体育委員会は本会規約才六十一条の才一項による体育部長の諮問機関とする。

(構成)

才五十二条 一、体育委員会は左記の体育クラブより一名づつ選出されたクラブ委員により構成され、体育部長がこれを総括する。

山岳、バドミントン、卓球、ダンス、陸上競技、庭球、排球、籠球

二、本会会員は本会の各クラブのいずれかを希望撰定しこれに加入することができる。但し二つ以上のクラブに加入することを妨げない。

(招集)

才五十三条 体育委員会は次の場合、体育部長がこれを招集する。

一、執行委員会から招集の要求があつた場合。

二、代議員会から招集の要求があつた場合。

三、その他体育部長が必要と認められた場合。

(任務)

才五十四条 体育委員会は次の任務を負うものとする。

一、体育部予算の審議。

二、体育各クラブとの連絡協議。

三、その他体育に関する行事の企画並びに遂行。

(顧問)

才五十五条 体育各クラブは本学教職員中より顧問若干名を委嘱することができる。又必要に応じて本学外から講師を招聘することができる。但しこれらの場合委員長の承認を得なければならない。

才五十六条 体育各クラブの結成、解散に関しては代議員会の承認を経て委員長がこれを決定する。

才八節 特別委員会

(資格)

才五十七条 特別委員会は本学自治会の運営に関する特定な問題に対し、必要に応じて代議員会の決議により設けることができる。

(構成)

才五十八条 特別委員会は代議員会の推薦により委員長がこれを指名する。

(任務)

才五十九条 特別委員会の任務は委員長がこれを委嘱する。

(解散)

才六十条 特別委員会はその任務完了後、直ちに解散する。

才三章 役員

(種類)

才六十一条 本会には次の役員をおく。

一、執行委員 七名

委員長

副委員長

総務部長

会計部長

厚生部長

文化部長

体育部長

二、代議員 (各科各学年各二名)

三、厚生委員 (各科各学年各一名)

四、文化委員 (文化各クラブ各一名)

五、体育委員 (体育各クラブ各一名)

六、会計監査委員 (代議員より四名)

七、特別委員 (臨時選出)

(任務)

才六十二条 本会役員は次の任務を負うものとする。

一、委員長は本会を代表し、会務を総括する。

二、 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はこれを代行する。但し執行機関として渉外関係を兼任する。

三、 総務部長は所定の事務を処理し総括する。

四、 会計部長は会計に関する事務を総括する。

五、 厚生部長は厚生に関する事務を総括する。

六、 文化部長は文化に関する事務を総括する。

七、 体育部長は体育に関する事務を総括する。

八、 代議員は所定の事務を処理し、又各選出学級内に於てはその自治の中核となる。

九、 厚生委員は厚生部長を補佐し厚生に関する一般事務を処理する。

十、 文化委員は文化部長を補佐し、文化に関する一般事務を処理し、又選出各クラブに於てはその自治の中核となる。

十一、 体育委員は体育部長を補佐し、体育に関する一般事務を処理し、又選出各クラブに於てはその自治の中核となる。

十二、 会計監査委員は本会の会計に関する事務を監査する。

十三、 特別委員の任務についてはその都度これを定める。

才六十三条 本会規約才六十一条の各項による役員が解任された場合には新役員が選出されるまで引続きその任務を負うものとする。

(選出)

才六十四条 本会役員を選出は次の方法による。

一、 執行委員は全学生より選出され学生大会に於て承認を得なければならない。

二、 代議員は各科各学年より二名選出される。

三、 厚生委員は各専攻各学年より一名選出される。

四、 文化委員及び体育委員は各クラブより一名選出される。

五、 会計監査委員は代議員会より四名を選出する。

六、 特別委員は必要に応じてその都度これを選出する。

(選挙)

才六十五条 役員選挙に関する事項については別に選挙細則をもつてこれを定める。

(任期)

才六十六条 一、 執行委員の任期は一年とし毎年六月一日に始まり翌年五月末日をもつて終りとする。但し再選は妨げない。

二、 代議員、厚生委員、文化委員、体育委員及び会計監査委員の任期は一年とし、毎年六月一日に始まり翌年五月末日をもつて終りとする。才一年次学生は、入学日より五月末日迄仮委員を委員長が委嘱する。但し再選は妨げない。

三、 特別委員はその任務完了後直ちに任期満了となる。

四、 本会各役員が解任された場合には、新役員は前任者の残任期間とする。

(解任)

才六十七条 本会役員は次の場合解任される。

一、 執行委員

- 1 学生大会に於て不信任案が可決された場合。
- 2 委員自ら解任を申出、代議員会及び学生大会に於てこれが承認された場合。
- 3 本学の学籍を失つた場合。
- 4 任期満了となつた場合。

二、代議員、厚生委員及び会計監査委員

- 1 執行委員会及び各選出学級で不信任案が可決され、代議員会に於てこれが承認された場合。
- 2 委員自ら解任を申出て代議員会でこれが承認された場合。
- 3 本会会員の資格を失つた場合。
- 4 任期満了の場合。

三、文化委員及び体育委員

- 1 執行委員会及び各選出クラブで不信任案が可決された場合。
- 2 委員自ら解任を申し出で、各選出クラブでこれが承認された場合。
- 3 本会会員の資格を失つた場合。
- 4 任期満了の場合。

四、特別委員は任務完了後、直ちに解任される。

(解任後の役員選出)

才六十八条 一、執行委員、代議員及び会計監査委員が解任した場合、解任日より十日以内に新委員を選出しなければならぬ。

二、厚生委員、文化委員及び体育委員が解任した場合五日以内に新委員を選出し、委員長は選出後五日以内

に各委員会を招集しなければならない。

才四章 会 計

(経費)

才六十九条 本会の経費は会費、入会金及び寄附金その他をもつてこれにあてる。

(会費、入会金)

才七十条 会費及び入会金の額は代議員会の審議を経て学生大会に於て決定される。

(臨時会費)

才七十一条 本会は必要に応じ臨時会費を徴収することが出来る。その額、徴收方法及び使途は代議員会において決定される。但し緊急の場合はこの限りではない。

(会計事務)

才七十二條 本会の会計事務は才三章才六十一条才一項による会計部長がこれを行う。

一、会計部長は自治会に関する会計を記載する帳簿を備え、自治会会計を明瞭にし証拠書類を保存しなければならない。

二、会員の要求に応じ会計部長は帳簿を公開しなければならない。

(出納事務)

才七十三条 本会の経費出納の事務はこれを本学会計課に委託するものとする。

(会計年度)

才七十四条 本会の会計年度は毎年七月一日に始まり翌年六月末日までとする。

才一節 予算

(予算)

才七十五条 本会の予算は執行委員会が文化、体育両委員会の協力を得て立案し、代議員会の決議を経て決定される。

(会計方針案)

才七十六条 執行委員会は六月上旬に次会計年度の方針案を作成しなければならない。

(予備費)

才七十七条 予測できない支出に備える為に予備費を設けなければならない。予備費からの支出は代議員会の承認を必要とする。

才二節 支出

(経費の支出)

才七十八条 本会各クラブが経費の支出を必要とする時は本会規定の支払請求書に経費の用途及び金額を示しクラブ委員の署名捺印を得て、会計部長の承認を得なければならない。

(支出の決定)

才七十九条 会計部長は経費の支出に当つては支払請求書記載の諸事項について予算その他の面より検討して支出を決しなければならない。

(支出)

才八十条 支払請求書を承認した場合、経費の支出は支払通知書に基づき、本学会計課職員がこれを行い同書類を保管する。

(書類提出)

才八十一条 経費の支出を受けたクラブは一週間以内に支出についての証拠書類を会計部長に提出しなければならない。但し止むを得ぬ場合は事由書を会計部長に提出し承認された場合には、二週間以内にこれを提出することができる。

才三節 決算

(決算報告書)

才八十二条 会計部長は六月末日の締切をもつて本会の決算報告書を作成し、執行委員長に提出しなければならない。

(決算報告)

才八十三条 執行委員会は決算報告書を公示すると共に学生大会に於て、これを報告しなければならない。

才四節 監査

(任務)

才八十四条 会計監査委員会は調査権、審査権を保有し、特に十二月及び六月には本会の会計を監査しその結果を十二月の会計中間報告、六月の会計年度末報告で行い、書類に明記しなければならない。

(現状調査)

才八十五条 会計部長は毎年二回会計監査委員会及び本学会計課職員立会の上、帳簿上の残高と現金残高を照合して会計の現状を調査しなければならない。

(会計報告)

才八十六条 会計部長は代議員会、及び執行委員会その他の要求に応じ、会計状況を報告しなければならない。

附 則

(規約改正)

才八十七条 本会規約の改正は執行委員会、代議員会及び本学会員の五分の一以上から改正の要求があつた場合には、学生大会に改正案を提出し承認を得て改正する事が出来る。

才八十八条 本会規約は昭和三十一年五月二十三日より効力を発する。